

政策研究大学院大学国内同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、「政策研究大学院大学国内同窓会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、政策研究大学院大学の発展と社会貢献に資するとともに、会員相互の交流と連携及び親睦を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 政策研究大学院大学及び埼玉大学大学院政策科学研究科を修了した者であつて、本会の趣旨に賛同する者
- (2) その他本会の趣旨に賛同する者で総会が認めた者

(役員等)

第4条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。会長は、会員の互選とする。
- 3 副会長は、会長による指名とし、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位により、その職務を代行する。
- 4 幹事は、会長による指名とし、会長及び副会長を補佐し、会務の企画・遂行を担う。
- 5 役員の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、東京都港区六本木7丁目22番地1号政策研究大学院大学内におく。

(支部)

第6条 本会に支部を置くことができる。

(雑則)

第7条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会で定める。

附 則

この会則は、平成29年11月23日より施行する。